

各 管 区 警 察 局 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察庁丙組組二発第12号
令和5年4月3日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

大麻事犯の取締りの徹底等の継続について（通達）

近年、大麻事犯の検挙人員は増加を続け、令和3年には過去最多を記録し、令和4年もこれに続く高い水準にある。

大麻については、有害性に関して誤った認識を持つ者も多く、若年層を中心とした大麻の乱用が拡大しており、また、大麻の密売が暴力団等の重要な資金獲得手段になっていることは明らかであることから、引き続き、大麻情勢の沈静化に向け、下記の点に留意しつつ、効果的な大麻事犯対策を推進されたい。

記

1 大麻事犯の徹底検挙

暴力団等が、大麻を重要な資金源と見て大麻事犯に関与していることを念頭に、大麻の栽培や密売等にかかる積極的な情報収集、突き上げ捜査等により、大麻を供給する薬物犯罪組織への取締りを徹底すること。

また、末端乱用者による大麻事犯の検挙の際には、密売人や密売組織の検挙に向け、突き上げ捜査を確実にを行うこと。

2 効果的な広報啓発活動の実施

引き続き、関係機関と連携して、大麻の危険性・有害性に関する正しい理解を促進する効果的な広報啓発活動を実施すること。